

《 事務所ニュース 2017年 10月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

地域最低賃金の改定について

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されているすべての地方最低賃金審議会が、今日までに答申した平成29年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。

これにより千葉県は、平成29年10月1日から**868円**に引き上げられます。

◆最低賃金の適用範囲

常用・臨時・パート・アルバイト等の属性、性別、国籍、年齢の区別なく、すべての労働者に適用されます。また、派遣中の労働者については、派遣先の事業所に適用される最低賃金が適用されます。

◆最低賃金に算入されない主なもの

- ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
 - ②所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる手当
 - ③臨時に支払われる賃金
 - ④賞与等1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金
- 千葉県近郊の改正状況は以下の通りです。

平成29年10月1日発効 (単位：円)

都道府県	29年度	28年度	引き上げ額
埼玉	871	845	26
千葉	868	842	26
東京	958	932	26

**年金機構のミス2万5426件
月平均100件 (読売新聞)**

振替加算の支給漏れが明らかになった日本年金機構で、年金の未払いなど様々な事務ミスに対応した件数が、2010年1月の発足以降、2万5426件に上ることが、同機構への取材でわかった。現在も月に平均100件程度のミスが発生している。ミスは受給者本人からの問い合わせや機構内の点検などで発覚。今年7月までに、未

払いの年金を支給するなどの対応を終えた件数を集計した。13日に公表された振替加算の支給漏れ約10万件は含まれていない。ミスの多くは、職員の確認不足によるもの。年金制度の誤認や届け出の放置もあった。最近も、「障害年金の届け出の添付書類が所在不明になってしまった」(約50万円の未払い)、「金融機関からの問い合わせで、委託業者が口座番号の入力を誤ったことが判明」(約23万円の未払い)などの事案が発生している。

★ 加給年金額と振替加算とは

加給年金

厚生年金保険の被保険者期間が20年※以上ある方が、65歳到達時点（または定額部分支給開始年齢に到達した時点）で、その方に生計を維持されている配偶者または子がいるときに加算されます。

振替加算

夫（妻）が受けている老齢厚生年金や障害厚生年金に加算されている加給年金額の対象者になっている妻（夫）が65歳になると、それまで夫（妻）に支給されていた加給年金額が打ち切られます。このとき妻（夫）が老齢基礎年金を受けられる場合には、一定の基準により妻（夫）自身の老齢基礎年金の額に加算がされます。これを振替加算といいます。

ご心配な方は、日本年金機構の振替加算専用ダイヤルお問い合わせください。

フリーダイヤル：0120-511-612

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)
労使間トラブルの相談
就業規則等の人事制度構築
個別年金相談(老齢・障害・遺族)
各種助成金の紹介、書類作成、提出代行